自己点検表

【指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 　記入年月日 |  　　　　　　令和　　　　年　　　　月　　　　日 |  |
|  事業所名 |  |
| 介護保険事業所番号 | ３ | ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  記入者 | （職名）　　　　　 （氏名） |
|  連絡先電話番号 |  |

## ＜自己点検に当たっての留意事項＞

## （１） 記入される時点での状況について、各項目の確認事項に記載されている内容について、満たされていればはいに、そうでなければいいえの部分に、チェックを入れてください。

## （２） 確認事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、いいえにチェックを入れてください。

## （３） 該当のない項目については、該当なしの部分にチェックを入れてください。

## （注）可能な限り両面コピーにより提出すること。

【根拠法令】

介護保険法（平成９年法律第123号）

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

省令・・・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令37号）

条例・・・愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和３年愛媛県条例第26号）

規則・・・愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（令和３年愛媛県規則第26号）

予省令・・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令9号）

予条例・・愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和３年愛媛県条例第27号）

予規則・・愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（令和３年愛媛県規則第27号）

通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年９月17日老企第25号）

| 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 確認書類等 | 点検結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 該当なし |
| Ⅰ　基本方針 | 　 |
| 1 | 基本方針 | 特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合においても、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっていますか。 | 省令第174条第1項予省令第230条第1項 | ・運営規程 | □ | □ | □ |
| 安定的かつ継続的な事業運営に努めていますか。 | 省令第174条第2項予省令第230条第2項 | □ | □ | □ |
| 1-1 | 基本方針（外部サービス利用型） | 特定施設サービス計画に基づき、受託居宅（介護予防）サービス事業者による受託居宅（介護予防）サービスを適切かつ円滑に提供することにより、要介護状態となった場合においても、当該特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっていますか。 | 省令第192条の3第1項予省令第254条第1項 | ・運営規程 | □ | □ | □ |
| 安定的かつ継続的な事業運営に努めていますか。 | 省令第192条の3第2項予省令第254条第2項 | □ | □ | □ |
| Ⅱ　人員基準 | 　 |
| 2 | 従業者の員数 | 【生活相談員】常勤換算方法で、利用者の数【前年度の平均値（新規に指定を受ける場合は推定数）】が１００又はその端数を増すごとに１人以上となっていますか。＊　100人までは常勤換算方法で1人必要　　100人超～200人まで常勤換算方法で2人必要 | 省令第175条予省令第231条 | ・勤務表・サービス提供記録・職員名簿、雇用契約書・資格を確認する書類・就業規則・賃金台帳等・利用者の数がわかる書類 | □ | □ | □ |
| １人以上は常勤ですか。（専従要件なし・資格要件あり） | □ | □ | □ |
| ※　生活相談員の資格要件　次の①～④の要件のいずれかに該当すること。①　社会福祉士②　社会福祉主事任用資格（社会福祉法第19条第1項）③　精神保健福祉士④　その他、①～③と同等の能力を有すると認められる次のア、イのいずれかに該当する者　ア．介護支援専門員　イ．介護福祉士であって、社会福祉事業等を行う施設・事業所に常勤職員として通算２年以上の勤務経験を有する者 | 平22長寿介護課通知（平成30年2月8日改正） |  | □ | □ | □ |
| 　2 | 従業者の員数 | 【看護職員又は介護職員】看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上となっていますか。（常勤換算方法で　３：１）＊　利用者数は、要介護者の利用者の数に、要支援として認定を受けている利用者１人を要介護者０．３人と換算して合計した利用者数【前年度の平均値（新規に指定を受ける場合は推定数）】 | 省令第175条予省令第231条 | 　 | □ | □ | □ |
| 看護職員（看護師又は准看護師）の数は、・　利用者の数【前年度の平均値（新規に指定を受ける場合は推定数）】が３０を超えない指定（介護予防）特定施設にあっては、常勤換算方法で１以上となっていますか。・　利用者の数が３０を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、１に利用者の数が３０を超えて５０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上となっていますか。 |   | 　 | □ | □ | □ |
| （例）利用者30人まで　　　　常勤換算方法で１人利用者30人超～80人　 常勤換算方法で２人利用者80人超～130人　 常勤換算方法で３人 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 常に１以上の指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていますか。＊　指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯についてはこの限りでない。 | 省令第175条予省令第231条 | ・勤務表 | □ | □ | □ |
| 看護職員及び介護職員は、主として指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち１人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者となっていますか。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか１人が常勤であれば足りる。 | 省令第175条予省令第231条 | ・勤務表 | □ | □ | □ |
| 2 | 従業者の員数 | 【機能訓練指導員】１人以上配置していますか。 | 省令第175条予省令第231条通知第3の10の１（3） | ・資格者証・勤務表 | □ | □ | □ |
| 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（＊）を配置していますか。＊　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師若しくは准看護師）、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師 | □ | □ | □ |
| 【計画作成担当者】１人以上配置していますか。（利用者【前年度の平均値（新規に指定を受ける場合は推定数）】の数が１００又はその端数を増すごとに１を標準とする） | 省令第175条予省令第231条 | ・資格者証・勤務表 | □ | □ | □ |
| 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者となっていますか。＊　ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。 | □ | □ | □ |
| 2-1 | 従業者の員数（外部サービス利用型） | 【生活相談員】常勤換算方法で、利用者の数【前年度の平均値（新規に指定を受ける場合は推定数）】が１００又はその端数を増すごとに１人以上となっていますか。＊　100人までは常勤換算方法で1人必要　　100人超～200人まで常勤換算方法で2人必要 | 省令第192条の4予省令第255条 | ・勤務表・サービス提供記録・職員名簿、雇用契約書・資格を確認する書類・就業規則・賃金台帳等・利用者の数がわかる書類 | □ | □ | □ |
| １人以上は常勤ですか。（専従要件あり・資格要件あり）＊　ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。 |  |  | □ | □ | □ |
| ※　生活相談員の資格要件　次の①～④の要件のいずれかに該当すること。①　社会福祉士②　社会福祉主事任用資格（社会福祉法第19条第1項）③　精神保健福祉士④　その他、①～③と同等の能力を有すると認められる次のア、イのいずれかに該当する者　ア．介護支援専門員　イ．介護福祉士であって、社会福祉事業等を行う施設・事業所に常勤職員として通算２年以上の勤務経験を有する者 | 平22長寿介護課通知（平成30年2月8日改正） |  | □ | □ | □ |
| 2-1 | 従業者の員数（外部サービス利用型） | 【介護職員】常勤換算方法で、利用者の数【前年度の平均値（新規に指定を受ける場合は推定数）】が１０又はその端数を増すごとに１人以上となっていますか。＊　１０人までは常勤換算方法で1人必要　　１０人超～２０人まで常勤換算方法で2人必要 | 省令第192条の4 | 　 | □ | □ | □ |
| 【介護職員】常勤換算方法で、利用者の数【前年度の平均値】が3０又はその端数を増すごとに１人以上となっていますか。＊　3０人までは常勤換算方法で1人必要　　30人超～6０人まで常勤換算方法で2人必要 | 予省令第255条 |  | □ | □ | □ |
| 【計画作成担当者】１人以上配置していますか。（利用者【前年度の平均値（新規に指定を受ける場合は推定数）】の数が１００又はその端数を増すごとに１を標準とする） | 省令第192条の4予省令第255条 |  | □ | □ | □ |
| 2-1 | 従業者の員数（外部サービス利用型） | 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者となっていますか。＊　ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。 |  |  | □ | □ | □ |
| 常に１以上の指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護従業者（生活相談員、介護職員、計画作成担当者）が確保されていますか。＊宿直時間帯においてはこの限りでない。 | 省令第192条の4予省令第255条 | ・勤務表 | □ | □ | □ |
| ３ | 管理者 | 【管理者】常勤専従の管理者を置いていますか。（資格要件なし）＊　ただし、管理上支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事することが可能。 | 省令第176条予省令第232条 | ・勤務表 | □ | □ | □ |
| 3-1 | 管理者（外部サービス利用型） | 【管理者】常勤専従の管理者を置いていますか。（資格要件なし）＊　ただし、管理上支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事することが可能。 | 省令第192条の5予省令第256条 | ・勤務表 | □ | □ | □ |
| Ⅲ　設備基準　 | 　 |
| 4 | 設備及び備品等 | 指定（介護予防）特定施設の建築物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物は除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物となっていますか。 | 省令第177条第1項　　　　　　予省令第233条第1項 | ・事業所平面図・設備・備品台帳 | □ | □ | □ |
| 上記にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しません。 | 省令第177条第2項　　　　　　予省令第233条第2項 | 　 | □ | □ | □ |
| ①　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。②　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。③　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 | ~~規則第37条~~~~【準用第24条第2項】~~~~予規則第33条~~~~【準用第22条第2項】~~ | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 消防用設備等について下記の基準を満たしていますか。 | 消防法令 | 　 | □ | □ | □ |
| ア　有料老人ホームのうち、「主として要介護状態にある者を入所させるもの」　　（介護居室の割合が一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のもの）　①　消火器　（全ての施設）　②　スプリンクラー　（２７５㎡以上の施設）　③　自動火災報知設備　（全ての施設）　④　消防機関へ通報する火災報知設備　（全ての施設）　⑤　消防機関の検査を受けるもの　（全ての施設）　⑥　消防計画の作成等を行う防火管理者の選任　（収容人員１０人以上の施設）イ　ア以外の有料老人ホーム　①　消火器具　（１５０㎡以上の施設）　②　スプリンクラー　（６、０００㎡以上の施設）　③　自動火災報知設備　（３００㎡以上の施設）　④　消防機関へ通報する火災報知設備　（５００㎡以上の施設）　⑤　消防機関の検査を受けるもの　（３００㎡以上の施設）　 | 　 | 　 | 　 |
| 4 | 設備及び備品等 | 一時介護室（一時的に利用者を移してサービスを行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有していますか。＊　ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができます。 | 省令第177条第3項予省令第233条第3項 | ・平面図・運営規程・設備、備品台帳 | □ | □ | □ |
| 【介護居室】 | 省令第177条第4項予省令第233条第4項通知第3の10の2 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 一の居室の定員は、１人としていますか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合（＊）は、２人とすることができます。＊　夫婦で居室を利用する場合など。 | ・平面図・運営規程・設備、備品台帳 | □ | □ | □ |
| 外部からの視線の遮断その他の利用者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられ、及び介護を行える適当な広さですか。＊　面積基準はなく、利用者の選択に委ねることとするため、利用申込者に対して文書による説明が必要です。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 地階に設けていませんか。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| １以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けていますか。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 【一時介護室】 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 介護を行うために適切な広さを有していますか。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 【浴室】 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていますか。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 【便所】 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていますか。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| ４ | 設備及び備品等 | 【食堂・機能訓練室】 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 【構造】 | 省令第177条第5項予省令第233条第5項 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものですか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。 | 省令第177条第6項予省令第233条第6項 |  | □ | □ | □ |
| 構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところにより、適正ですか。 | 省令第177条第7項予省令第233条第7項 | 　 | □ | □ | □ |
| 4-1 | 設備及び備品等（外部サービス利用型） | 外部サービス利用型指定特定施設の建築物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物は除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物となっていますか。 | 省令第192条の6第1項　　　　　　予省令第257条第1項 | ・事業所平面図・設備・備品台帳 | □ | □ | □ |
| 上記にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しません。 | 省令第192条の6第2項　　　　　　予省令第257条第2項 | 　 | □ | □ | □ |
| ①　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。②　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。③　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 | ~~規則第37条~~~~【準用第24条第2項】~~~~予規則第33条~~~~【準用第22条第2項】~~ | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 消防用設備等について下記の基準を満たしていますか。 | 消防法令 | 　 | □ | □ | □ |
| ア　有料老人ホームのうち、「主として要介護状態にある者を入所させるもの」　　（介護居室の割合が一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のもの）　①　消火器　（全ての施設）　②　スプリンクラー　（２７５㎡以上の施設）　③　自動火災報知設備　（全ての施設）　④　消防機関へ通報する火災報知設備　（全ての施設）　⑤　消防機関の検査を受けるもの　（全ての施設）　⑥　消防計画の作成等を行う防火管理者の選任　（収容人員１０人以上の施設）イ　ア以外の有料老人ホーム　①　消火器具　（１５０㎡以上の施設）　②　スプリンクラー　（６、０００㎡以上の施設）　③　自動火災報知設備　（３００㎡以上の施設）　④　消防機関へ通報する火災報知設備　（５００㎡以上の施設）　⑤　消防機関の検査を受けるもの　（３００㎡以上の施設）　 | 　 | 　 | 　 |
| 4-1 | 設備及び備品等（外部サービス利用型） | 居室、浴室、便所及び食堂を有していますか。＊　ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合は、食堂を設けないことができます。 | 省令第192条第3項予省令第257条第3項 | ・平面図・運営規程・設備、備品台帳 | □ | □ | □ |
| 【介護居室】 | 省令第192条第4項予省令第257条第4項通知第3の10の2 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 一の居室の定員は、１人としていますか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合（＊）は、２人とすることができます。＊　夫婦で居室を利用する場合など。 | ・平面図・運営規程・設備、備品台帳 | □ | □ | □ |
| 外部からの視線の遮断その他の利用者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられ、及び介護を行える適当な広さですか。＊　面積基準はなく、利用者の選択に委ねることとするため、利用申込者に対して文書による説明が必要です。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 地階に設けていませんか。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| １以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けていますか。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること |  |  | □ | □ | □ |
| 【浴室】 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていますか。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 【便所】 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていますか。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 4-1 | 設備及び備品等（外部サービス利用型） | 【食堂】 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか。 | 　 | 　 | □ | □ | □ |
| 【構造】 | 省令第192条第5項予省令第257条第5項 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものですか。 | 　 | □ | □ | □ |
| 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。 | 省令第192条第6項予省令第257条第6項 |  | □ | □ | □ |
| 構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところにより、適正ですか。 | 省令第192条第7項予省令第257条第7項 | 　 | □ | □ | □ |
| Ⅳ　運営基準　 | 　 |
| 5 | 内容及び手続の説明及び契約の締結等 | あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し説明を行い、重要事項（＊）について記した文書を交付し、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結していますか。＊重要事項とは○　運営規程の概要（点検項目24参照）○　従業者の勤務体制○　介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要（具体的な広さ）○　要介護状態区分に応じて事業者が提供する標準的な介護サービスの内容○　利用料の額及びその改定の方法○　事故発生時の対応○　苦情窓口、苦情処理の体制及び手順等、入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 | 省令第178条第1項予省令第234条第1項通知第3の10の３（1） | ・運営規程・重要事項説明書・利用契約書・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| 契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていませんか。＊　契約書には、介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額、契約解除の条件を記載すること。 | 省令第178条第2項予省令第234条第2項 | ・運営規程・利用契約書 | □ | □ | □ |
| より適切なサービスを提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合は、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記していますか。 | 省令第178条第3項予省令第234条第3項 | ・運営規程・利用契約書 | □ | □ | □ |
| 5-1 | 内容及び手続の説明及び契約の締結等（外部サービス利用型） | あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し説明を行い、重要事項（＊）について記した文書を交付し、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結していますか。＊重要事項とは○　運営規程の概要（点検項目24参照）○　従業者の勤務体制○　受託居宅（介護予防）サービス事業者との業務の分担の内容。○　受託居宅（介護予防）サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所の名称○　受託居宅（介護予防）サービスの種類○　利用料の額及びその改定の方法○　事故発生時の対応○　苦情窓口、苦情処理の体制及び手順等、入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 | 省令第192条の7第1項予省令第258条第1項通知第3の10の３（1） | ・運営規程・重要事項説明書・利用契約書・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| 契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていませんか。＊　契約書には、受託居宅（介護予防）サービスの内容及び利用料その他の費用の額、契約解除の条件を記載すること。 | 省令第192条の7第2項予省令第258条第2項 | ・運営規程・利用契約書 | □ | □ | □ |
| より適切なサービスを提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合は、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記していますか。 | 省令第192条の7第3項予省令第258条第3項 | ・運営規程・利用契約書 | □ | □ | □ |
| 6 | 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等 | 正当な理由なく入居者に対するサービスの提供を拒んでいませんか。 | 省令第179条第1項予省令第235条第1項 | ・利用申込受付簿 | □ | □ | □ |
| 入居者が、指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていませんか。 | 省令第179条第2項予省令第235条第2項 | ・サービス提供の記録 | □ | □ | □ |
| 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じていますか。 | 省令第179条第3項予省令第235条第3項 | ・紹介の記録 | □ | □ | □ |
| サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めていますか。 | 省令第179条第4項予省令第235条第4項 | ・アセスメントシート | □ | □ | □ |
| 6-1 | 受託居宅サービスの提供（外部サービス利用型） | 特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう必要な措置を講じていますか。 | 条例第243条第1項 |  | □ | □ | □ |
| 受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供したときは、当該受託居宅サービス事業者に、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容を文書により報告させていますか。 | 条例第243条第2項 | ・報告書 | □ | □ | □ |
| 7 | 受給資格等の確認 | 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。 | 条例第236条【準用第1２条第１項】予条例第21７条【準用第51条の5第１項】 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。 | 条例第236条【準用第1２条第2項】予条例第21７条【準用第51条の5第2項】 | □ | □ | □ |
| 8 | 要介護認定の申請に係る援助 | 要介護認定を受けていない利用者申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | 条例第236条【準用第13条第１項】予条例第21７条【準用第51条の6第１項】 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、利用者が受けている要介護認定の更新の申請が遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。 | 条例第236条【準用第13条第2項】予条例第21７条【準用第51条の6第2項】 | □ | □ | □ |
| 9 | サービスの提供の記録 | サービス提供開始に際しては、開始年月日及び施設の名称を、サービス提供終了に際しては、終了年月日を利用者の被保険者証に記載していますか。 | 条例第223条第1項予条例第20９条第1項 | ・被保険者証の写し | □ | □ | □ |
| 介護サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者に提供していますか。 | 条例第223条第2項予条例第20９条第2項 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 10 | 利用料等の受領 | 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。 | 条例第224条第1項予条例第210条第1項 | ・サービス提供票・別表・領収書控 | □ | □ | □ |
| 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。 | 条例第224条第2項予条例第210条第2項 | ・運営規程・領収書控 | □ | □ | □ |
| 上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。 | 条例第224条第3項規則第38条予条例第210条第3項予規則第34条 | ・運営規程・重要事項説明書・利用契約書・領収書控 | □ | □ | □ |
| ①　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用②　おむつ代③　指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用注1：保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用は認められない。 （お世話料、協力費、施設利用補償金といったあいまいな名目は不可）注2：③に係るものは、利用者の個別な希望により提供するものに限る。（全ての利用者に一律に提供し、全ての利用者から画一的に徴収することは認められない） |
| 前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。 | 条例第224条第4項予条例第210条第4項 | ・説明文書・同意に関する記録 | □ | □ | □ |
| サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。 | 介護保険法第41条第8項 | ・領収書控 | □ | □ | □ |
| 上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | 介護保険法施行規則第65条 | ・領収書控 | □ | □ | □ |
| 11 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護にかかる利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付していますか。 | 条例第236条【準用第22条】予条例第216条【準用第52条の2】 | ・サービス提供証明書控 | □ | □ | □ |
| 12 | 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針 | 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活に必要な援助を適切に行っていますか。 | 条例第225条第1項 | ・利用者に関する記録・介護日誌 | □ | □ | □ |
| サービス提供は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。 | 条例第225条第2項 | ・特定施設サービス計画書 | □ | □ | □ |
| サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | 条例第225条第3項 | ・重要事項説明書等・特定施設サービス計画書 | □ | □ | □ |
| サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 | 条例第225条第4項 | ・介護日誌・利用者に関する記録・身体拘束に関する記録 | □ | □ | □ |
| ・以下の身体拘束はないか(あればチェック) 　　　　□徘徊防止のため車いすやﾍﾞｯﾄﾞに縛り付ける 　　　　□転落防止のためﾍﾞｯﾄﾞに縛り付ける 　　　　□ﾍﾞｯﾄﾞを柵で囲む 　　　　□点滴･経管栄養等を抜かないように縛る 　　　　□点滴･経管栄養等を抜かない又は皮膚を掻きむしらないように手袋等を付ける 　　　 □車いす等からずり落ちないように腰ﾍﾞﾙﾄやﾃｰﾌﾞﾙを付ける □立ち上がれないようないすを使用する 　　　　□介護着(つなぎ服)を着せる□迷惑防止のため､ﾍﾞｯﾄﾞなどに縛り付ける 　　　　□向精神薬を過剰に服用させる 　　　　□自分の意志で開けない居室に隔離する ・以上でチェックがある場合、以下の要件を満たしているか(満たしていればﾁｪｯｸ) 　　　　□入居者本人又は他の入院患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い（切迫性） 　　　　□代替する介護方法がない（非代替性） 　　　　□一時的なものである（一時性） | 　 | 　 | 　 |
| 上記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | 条例第225条第5項 | ・身体拘束に関する記録 | □ | □ | □ |
|  |  | 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 | 条例第225条第６項 |  | □ | □ | □ |
| 　 | 　 | 提供するサービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図っていますか。 | 条例第225条第7項 | ・自己評価基準等 | □ | □ | □ |
| 13 | （指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針） | 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 | 予条例第218条第1項 | 　 | □ | □ | □ |
| 提供するサービスの質の評価を自ら行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 | 予条例第218条第2項 | ・自己評価基準等 | □ | □ | □ |
| 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスを提供していますか。 | 予条例第218条第3項 | 　 | □ | □ | □ |
| 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 | 予条例第218条第4項 | 　 | □ | □ | □ |
| 利用者とのコミュニケーションを十分図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 | 予条例第218条第5項 | 　 | □ | □ | □ |
| 14 | 特定施設サービス計画の作成 | 管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | 条例第226条第1項 | ・特定施設サービス計画書 | □ | □ | □ |
| 計画作成担当者は、計画作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。 | 条例第226条第2項 | ・課題分析の記録 | □ | □ | □ |
| 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題等に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成していますか。 | 条例第226条第3項 | 　 | □ | □ | □ |
| 計画作成担当者は、サービス計画作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。 | 条例第226条第4項 | ・同意文書 | □ | □ | □ |
| サービス計画を利用者に交付していますか。 | 条例第226条第5項 | 　 | □ | □ | □ |
| 計画作成担当者は、サービス計画作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行っていますか。＊　計画の変更を行う場合も、上記の計画作成に準じて行うこと。 | 条例第226条第6項 | 　 | □ | □ | □ |
| 15 | （指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針） | サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。 | 予条例第219条第1号 |  | □ | □ | □ |
| 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえ、他の従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成していますか。 | 予条例第219条第2号 |  | □ | □ | □ |
| 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。 | 予条例第219条第3号 |  | □ | □ | □ |
| 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成したときは、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付していますか。 | 予条例第219条第4号 |  | □ | □ | □ |
| サービスの提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 | 予条例第219条第5号 |  | □ | □ | □ |
| サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | 予条例第219条第6号 |  | □ | □ | □ |
| 計画作成担当者は、他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行っていますか。 | 予条例第219条第7号 |  | □ | □ | □ |
| 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行っていますか。 | 予条例第219条第8号 |  | □ | □ | □ |
| 16 | 介護 | 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。 | 条例第227条第1項予条例第220条第1項 | ・特定施設サービス計画書・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を十分に配慮して実施していますか。 | 通知第3の10の3の（7） | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 自ら入浴することが困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清を行っていますか。 | 条例第227条第2項予条例第220条第2項 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。 | 条例第227条第3項予条例第220条第3項 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 上記のほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。 | 条例第227条第4項予条例第220条第4項 | ・利用者に関する記録 | □ | □ | □ |
| 17 | 機能訓練 | 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。 | 条例第236条【準用第159条】 | ・機能訓練に関する記録 | □ | □ | □ |
| 18 | 健康管理 | 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じていますか。 | 条例第228条予条例第221条 | 　 | □ | □ | □ |
| 19 | 相談及び援助 | 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援をしていますか。 | 条例第229条予条例第222条 | ・相談、援助に関する記録 | □ | □ | □ |
| 20 | 利用者の家族との連携等 | 利用者の生活及び健康状態の状況並びにサービスの提供状況を定期的に家族に報告する等により、常に利用者の家族との連携を図るとともに、行事への参加の呼びかけ等により、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。 | 条例第230条予条例第223条 | ・行事等の交流に関する記録等 | □ | □ | □ |
| 21 | 利用者に関する市町への通知 | 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知していますか。①　正当な理由なしに指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 条例第236条【準用第27条】予条例第21７条【準用第52条の3】 | ・市町に送付した通知に係る記録 | □ | □ | □ |
| 22 | 緊急時の対応 | サービス提供中、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置をとっていますか。 | 条例第236条【準用第55条】予条例第21７条【準用第53条】 | ・契約書・運営規程・利用者台帳・緊急時対応マニュアル等 | □ | □ | □ |
| 23 | 管理者の責務 | 事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われていますか。また、管理者は従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | 条例第236条【準用第56条】予条例第21７条【準用第54条】 | ・組織図、組織規程・運営規程・職務分担表・業務報告書・業務日誌 | □ | □ | □ |
| 24 | 運営規程 | 指定特定施設ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。①　事業の目的及び運営の方針②　特定施設従業者の職種、員数及び職務内容③　入居定員及び居室数④　指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額⑤　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続⑥　施設の利用に当たっての留意事項⑦　緊急時等における対応方法⑧　非常災害対策⑨　その他運営に関する重要事項＊　緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う際の手続についても定めておくことが望ましい。 | 条例第231条予条例第212条 | ・運営規程・指定申請及び変更届写 | □ | □ | □ |
| 24-1 | 運営規程（外部サービス利用型） | 外部サービス利用型指定特定施設ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。①　事業の目的及び運営の方針②　外部サービス利用型指定特定施設従業者の職種、員数及び職務内　　容③　入居定員及び居室数④　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額⑤　受託居宅（介護予防）サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地⑤　利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続⑥　施設の利用に当たっての留意事項⑦　緊急時等における対応方法⑧　非常災害対策⑨　その他運営に関する重要事項＊　緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う際の手続についても定めておくことが望ましい。 | 条例第244条予条例第231条 | ・運営規程・指定申請及び変更届写 | □ | □ | □ |
| 24-2 | 受託居宅（介護予防）サービス事業者への委託（外部サービス利用型） | 受託居宅（介護予防）サービスの提供に関する業務を委託する契約を、受託居宅（介護予防）サービス事業所ごとに文書により締結していますか。※文書により取り決めることが必要な内容①　当該委託の範囲②　委託業務の実施に当たり遵守すべき条件③　受託居宅サービス事業者の従業者により当該委託業務が条例第11章第5節に規定する運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定期的に確認する旨④　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し受託居宅サービス事業者に対し指示を行い得る旨⑤　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め，所要の措置を講じるよう指示を行った場合において，当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が確認する旨⑥　受託居宅サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在⑦　その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 | 条例第245条第１項予条例第232条第1項 | ・委託契約書・運営規程 | □ | □ | □ |
| 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者ですか。 | 条例第245条第2項予条例第232条第2項 |  | □ | □ | □ |
| 24-2 | 受託居宅（介護予防）サービス事業者への委託（外部サービス利用型） | 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定（介護予防）訪問入浴介護、指定（介護予防）訪問看護、指定（介護予防）訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定（介護予防）通所リハビリテーション、指定（介護予防）福祉用具貸与、指定（介護予防）認知症対応型通所介護、第1号訪問事業及び第1号通所事業となっていますか。 | 条例第245条第３項予条例第232条第３項 |  | □ | □ | □ |
| 事業開始に当たっては、指定訪問介護（又は第1号訪問事業）、指定（介護予防）訪問看護及び指定通所介護（又は第1号通所事業）を提供する事業者と受託居宅サービス事業所ごとに、これらの提供に関する業務を委託する契約を文書にて行っていますか。 | 条例第245条第４項予条例第232条第４項 |  | □ | □ | □ |
| 事業開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては，利用者の状況に応じて，これらの提供に関する業務を委託する契約を文書にて行っていますか。 | 条例第245条第5項予条例第232条第5項 |  | □ | □ | □ |
| 指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては，指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する事業者と契約を行っていますか。 | 条例第245条第6項予条例第232条第6項 |  | □ | □ | □ |
| 受託居宅サービス事業者に，業務について必要な管理及び指揮命令を行っていますか。 | 条例第245条第7項予条例第232条第7項 |  | □ | □ | □ |
| 受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録していますか。 | 条例第245条第8項予条例第232条第8項 |  | □ | □ | □ |
| 25 | 勤務体制の確保等 | 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。 | 条例第232条第1項予条例第213条第1項 | ・就業規則・運営規程・雇用契約書・勤務表（原則として月ごと） | □ | □ | □ |
| 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。＊　ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。 | 条例第232条第2項予条例第213条第2項 | ・雇用契約書・シフト表 | □ | □ | □ |
| 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせている場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。 | 条例第232条第3項予条例第213条第3項 | ・業務委託契約書 | □ | □ | □ |
| 従業者の資質の向上のための研修の機会を確保していますか。 | 条例第232条第4項予条例第213条第4項 | ・研修計画、出張命令・研修会資料・研修受講修了証明書 | □ | □ | □ |
| 26 | 協力医療機関等 | 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定め、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。 | 条例第233条第1項予条例第214条第1項通知第3の10の3の(13） | ・取り決めに関する記録 | □ | □ | □ |
| 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めていますか。 | 条例第233条第2項予条例第214条第2項 | 　 | □ | □ | □ |
| 27 | 非常災害対策 | 非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（事業所防災計画）を策定し、事業所の見やすい場所に掲示していますか。 | 条例第236条【準用第110条第1項】予条例第21７条【準用第121条の4第1項】 | ・事業所防災計画・避難訓練等の実施記録 | □ | □ | □ |
| 事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行っていますか。 | 条例第236条【準用第110条第2項】予条例第21７条【準用第121条の4第2項】 | □ | □ | □ |
| 訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行っていますか。 | 条例第236条【準用第110条第3項】予条例第21７条【準用第121条の4第3項】 | □ | □ | □ |
| 非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定特定施設入居者生活介護事業所において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めていますか。 | 条例第236条【準用第110条第4項】予条例第21７条【準用第121条の4第4項】 | □ | □ | □ |
| 28 | 衛生管理等 | 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 | 条例第236条【準用第111条第1項】予条例第21７条【準用第140条の2第1項】 | ・水質検査等の記録・受水槽、浴槽の清掃記録・衛生管理マニュアル等 | □ | □ | □ |
| 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めていますか。特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じていますか。 | 条例第236条【準用第111条第2項】予条例第21７条【準用第140条の2第2項】 | ・感染症対策マニュアル等 | □ | □ | □ |
| 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、密接な連携を図っていますか。 | 通知第3の六の3の（7）の① | ・研修等参加記録・指導等に関する記録 | □ | □ | □ |
| 29 | 掲示 | 事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | 条例第236条【準用第34条】予条例第21７条【準用第55条の4】 | 　 | □ | □ | □ |
| 30 | 秘密保持等 | 従業者が正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 | 条例第236条【準用第35条第１項】予条例第21７条【準用第55条の5第１項】 | ・就業時の取り決め等の 記録 | □ | □ | □ |
| 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 | 条例第236条【準用第35条第２項】予条例第21７条【準用第55条の5第2項】 | ・就業時の取り決め等の 記録 | □ | □ | □ |
| サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。 | 条例第236条【準用第35条第３項】予条例第21７条【準用第55条の5第3項】 | ・利用者及び家族の同意書 | □ | □ | □ |
| 31 | 広告 | 広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | 条例第236条【準用第36条】予条例第21７条【準用第55条の6】 | ・広告物 | □ | □ | □ |
| 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームの場合、景品表示法第4条第1項第3号に基づき、下記の事項について明瞭に記載され、不当表示となっていませんか。① 土地又は建物についての表示② 施設又は設備についての表示③ 居室の利用についての表示④ 医療機関との協力関係についての表示⑤ 介護サービスについての表示⑥ 介護職員等の数についての表示⑦ 管理費等についての表示 | ｢有料老人ホームに関する不当な表示｣(平成16年公正取引委員会告示第3号) |  |  |  |  |
| 32 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | 条例第236条【準用第37条】予条例第217条【準用第55条の7】 | 　 | □ | □ | □ |
| 33 | 地域との連携等 | 地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めていますか。 | 条例第23４条第1項予条例第215条 | ・活動状況報告・交流記録 | □ | □ | □ |
| 利用者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めていますか。 | 条例第23４条第2項 | ・市町の事業に関する記録 | □ | □ | □ |
| 34 | 苦情処理 | 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。 | 条例第236条【準用第38条第1項】予条例第217条【準用第55条の8第1項】通知第３の１の３の(23)の① | ・運営規程・苦情に関する記録・苦情対応マニュアル・苦情に対する対応結果記録・指導等に関する改善記録・市町への報告記録・国保連からの指導に対する改善記録・国保連への報告書 | □ | □ | □ |
| 　　苦情件数　：　月　　　　件程度　　苦情相談窓口の設置　：　有　・　無　　相談窓口担当者　：　 | 　 | 　 | 　 |
| 相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用者又はその家族に知らせるとともに、事業所に掲示していますか。 | □ | □ | □ |
| 苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録していますか。 | 条例第236条【準用第38条第2項】予条例第21７条【準用第55条の8第2項】 | □ | □ | □ |
| 苦情に関する市町・国保連の調査に協力し、指導又は助言に従って必要な改善に努めるとともに、当該改善の内容を報告していますか。 | 条例第236条【準用第38条第３項～第６項】予条例第21７条【準用第55条の8第３項～第６項】 | □ | □ | □ |
| 35 | 事故発生時の対応 | サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録していますか。過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。　→過去一年間の事故事例の有無：　有　・　無 | 条例第236条【準用第40条第１項・第２項】予条例第21７条【準用第55条の10第１項・第２項】 | ・事故対応マニュアル・事故に関する記録・事故発生報告書 | □ | □ | □ |
| 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。　→損害賠償保険への加入：　有　・　無 | 条例第236条【準用第40条第３項】予条例第21７条【準用第55条の10第３項】 | ・損害賠償関係書類 | □ | □ | □ |
| 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | 通知第３の１の３の(25)の③ | ・事故再発防止検討記録 | □ | □ | □ |
| 36 | 会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | 条例第236条【準用第41条】予条例第21７条【準用第55条の11】 | ・会計関係書類 | □ | □ | □ |
| 37 | 記録の整備 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | 条例第235条第1項予条例第216条第1項 | ・職員名簿・設備台帳・会計関係書類 | □ | □ | □ |
| 次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。①　特定施設サービス計画②　提供した具体的なサービスの内容等の記録③　身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録④　業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認した結果等の記録⑤　市町村への通知に係る記録⑥　苦情の内容等の記録⑦　事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 | 条例第235条第2項規則第39条予条例第216条第2項予規則第35条 | ・特定施設サービス計画書・サービス提供記録・身体拘束に関する記録・市町への通知に係る記録・苦情の記録・事故の記録 | □ | □ | □ |
| 37-1 | 記録の整備（外部サービス利用型） | 従業者，設備，備品及び会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備していますか。 | 条例第246条第1項予条例第233条第1項 | ・職員名簿・設備台帳・会計関係書類 | □ | □ | □ |
| 次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し，規則に定める日から５年間保存していますか。①　特定施設サービス計画②　受託居宅（介護予防）サービス事業者から受けた報告に係る記録③　受託居宅（介護予防）サービスに係る業務の実施状況についての結果に係る記録④　苦情の内容等の記録⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録⑥　提供した具体的なサービスの内容等の記録⑦　身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録⑧　市町村への通知に係る記録⑨　基本サービスに係る業務の全部又は一部を委託した場合は，当該事業者の業務の実施状況についての結果等の記録 | 条例第246条第2項規則第40条予条例第233条第2項予規則第36条 | ・特定施設サービス計画書・サービス提供記録・身体拘束に関する記録・市町村への通知に係る記録・苦情の記録・事故の記録 | □ | □ | □ |
| Ⅴ　変更の届出等 | 　 |
| 38 | 変更の届出等 | ・　次に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を届け出ていますか。　□　事業所の名称及び所在地　□　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名　□　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）　□　建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要　□　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴　□　運営規程　□　協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容　□　当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項　□　役員の氏名、生年月日及び住所　□　介護支援専門員の氏名及びその登録番号 | 介護保険法第75条第１項介護保険法施行規則第13１条第１項及び第２項 | ・届出書類の控 | □ | □ | □ |
| Ⅵ－１　介護給付費関係 | 　 |
| 39 | 基本的事項 | 指定特定施設入居者生活介護に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 | 平12厚告19の一 | ・特定施設サービス計画書・介護給付費請求書・介護給付費明細書 | □ | □ | □ |
| 指定特定施設入居者生活介護に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | 平12厚告19の二 | □ | □ | □ |
| １単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。 | 平12厚告19の三 | □ | □ | □ |
| 利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | 平12厚告19別表の10注１ | □ | □ | □ |
| 40 | 人員基準欠如減算 | 人員基準に定める員数の看護職員及び介護職員が配置されていない状況で行われた特定施設入居者生活介護については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 | 平12厚告19別表の10注１ | ・職員名簿・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 　 | 　 |

|  |
| --- |
|  |

 | 　 |  | 　 | 　 | 　 |
| 41 | 短期利用特定施設入居者生活介護費 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして県知事に届け出た指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | 平12厚告19別表の10注3 | 　 | □ | □ | □ |
| ① | 当該指定特定施設の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について３年以上の経験を有すること。 | □ | □ | □ |
| ② | 当該指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（利用者）の数は、１又は当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。 | □ | □ | □ |
| ③ | 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。 | □ | □ | □ |
| ④ | 家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領しないこと。 | □ | □ | □ |
| ⑤ | 介護保険法第76条の２第1項の規定による勧告、同条第３項の規定による命令、老人福祉法第29条第11項の規定による命令、社会福祉法第71条の規定による命令又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第25条各項の規定による指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して５年以上の期間が経過していること。 | □ | □ | □ |
| 42 | 身体拘束廃止未実施減算 | 特定施設入居者生活介護費について、次の基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算していますか。 | 平12厚告19別表の10注４ |  | □ | □ | □ |
| 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 | □ | □ | □ |
| 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 | □ | □ | □ |
| 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 | □ | □ | □ |
| 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 | □ | □ | □ |
| 43 | 入居継続支援加算 | 特定施設入居者生活介護費について、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、入居継続支援加算として、１日につき36単位を加算していますか。ただし、サービス提供体制加算を算定している場合は算定しない。 | 平12厚告19別表の10注５ |  | □ | □ | □ |
| 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。①口腔内の喀痰吸引②鼻腔内の喀痰吸引③気管カニューレ内部の喀痰吸引④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養⑤経鼻経管栄養 | □ | □ | □ |
| 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が６又はその端数を増すごとに１以上であること。 | □ | □ | □ |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| 44 | 生活機能向上連携加算 | 特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、１月につき200単位を加算していますか。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、１月につき100単位を算定していますか。 | 平12厚告19別表の10注６ |  | □ | □ | □ |
| 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、当該指定特定施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同して、利用者又は入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。 | □ | □ | □ |
| 45 | 個別機能訓練加算 | 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置しているものとして県知事に届け出た施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいて機能訓練を行っている場合には、1日につき12単位を加算していますか。 | 平12厚告19別表の10注７ | ・職員名簿・職員勤務表・サービス提供の記録 | □ | □ | □ |
| 　 |

|  |
| --- |
| 　 |

 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 46 | 夜間看護体制加算 | 厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして県知事に届け出た施設において、利用者に対して、サービス提供を行った場合に、1日につき10単位を加算していますか。 | 平12厚告19別表の10注８ | ・職員名簿・職員勤務表・個別機能訓練計画書 | □ | □ | □ |
| ※次表の基準のとおり | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |  | 　 | 　 | 　 |
| 47 | 若年性認知症入居者受入加算 | 特定施設入居者生活介護費及び短期利用特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入居者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、１日につき120単位を所定単位数に加算していますか。※厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。 | 平12厚告19別表の10注９ |  | □ | □ | □ |
| 48 | 医療機関連携加算 | 看護職員が利用者ごとに健康状況を継続的に記録している場合において、利用者の同意を得て、協力医療機関又は利用者の主治医に対して、利用者の健康状況を月に1回以上情報提供した場合は、1月につき80単位を加算していますか。 | 平12厚告19別表の10注10 | ・利用者に関する記録・情報提供に関する記録 | □ | □ | □ |
| 　 |

|  |
| --- |
| 　 |

 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 49 | 口腔衛生管理体制加算 | 特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月１回以上行っている場合は、１月につき30単位を所定単位数に加算していますか。 | 平12厚告19別表の10注1１ |  | □ | □ | □ |
| 事業所又は施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。 | □ | □ | □ |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| 50 | 栄養スクリーニング加算 | 特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合、１回につき５単位を加算していますか。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。※厚生労働大臣が定める基準は次のとおり　定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | 平12厚告19別表の10注1２ |  | □ | □ | □ |
| 51 | 退院・退所時連携加算 | 特定施設入居者生活介護費について、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、１日につき３０単位を加算していますか。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に当該指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。 | 平12厚告19別表の10ニ |  | □ | □ | □ |
| 52 | 看取り介護加算 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準（※１）に適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者（※２）について看取り介護を行った場合は、死亡日以前４日以上30日以下については１日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については１日につき680単位を、死亡日については１日につき1,280単位を死亡月に加算していますか。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、この場合において、夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。 | 平12厚告19別表の10ホ | 　 | □ | □ | □ |
| ※1　施設基準 | 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 | □ | □ | □ |
| 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 | □ | □ | □ |
| 看取りに関する職員研修を行っていること。 | □ | □ | □ |
| ※2　基準に適合する利用者 | 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 | □ | □ | □ |
| 医師、看護職員介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という。）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意した者を含む。）であること。 | □ | □ | □ |
| 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。 | □ | □ | □ |
| 53 | 認知症専門ケア加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設が、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。（１）認知症専門ケア加算（Ⅰ）　　　　３単位　次の①～③に適合している場合（２）認知症専門ケア加算（Ⅱ）　　　　４単位　次の①～⑤に適合している場合※日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 | 平12厚告19別表10ヘ |  | □ | □ | □ |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）1. ～③に適合している場合）

認知症専門ケア加算（Ⅱ）1. ～⑤に適合している場合）
 | ①事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下、「対象者」という。）の占める割合が２分の１以上であること。 | □ | □ | □ |
| ②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては１に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | □ | □ | □ |
| ③当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | □ | □ | □ |
| ④認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 | □ | □ | □ |
| ⑤当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | □ | □ | □ |
| 54 | サービス提供体制強化加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を加算していますか。(１)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ　18単位(２)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ　12単位(３)サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 　6単位(４)サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 　6単位ただし，いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定しません。 | 平12厚告19別表10ト |  | □ | □ | □ |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ※いずれにも適合すること | 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 | □ | □ | □ |
| 指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合において、上記の介護職員の総数の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。 | □ | □ | □ |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ※いずれにも適合すること | 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 | □ | □ | □ |
| 指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合において、上記の介護職員の総数の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。 | □ | □ | □ |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）※いずれにも適合すること | 指定特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 | □ | □ | □ |
| 指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合において、上記の介護職員の総数の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。 | □ | □ | □ |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）※いずれにも適合すること | 指定特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数３年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | □ | □ | □ |
| 指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合において、上記の介護職員の総数の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。 | □ | □ | □ |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| 55 | 介護職員処遇改善加算 | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間に次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | 平12厚告19別表の10ト | 　 | □ | □ | □ |
| （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　次の①に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の82に相当する単位数（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　次の①（1）～（6）、（７）の（一）～（四）及び（８）に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の60に相当する単位数（３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　次の①（1）～（6）に適合し、②③に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の33に相当する単位数　（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　次の①（1）～（6）に適合し、かつ②又は③のいずれかに適合している場合　（3）により算定した単位数の100分の90に相当する単位数（５）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　次の①（1）～（6）に適合している場合　（3）により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ① | （1）介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | □ | □ | □ |
| （2）当該指定通所介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 | □ | □ | □ |
| （3）介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | □ | □ | □ |
| （4）当該指定通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 | □ | □ | □ |
| （5）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | □ | □ | □ |
| （6）労働保険料の納付が適正に行われていること。 | □ | □ | □ |
| （7）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　（一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。　（二）（一）の要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。　（三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。　（四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。　（五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。（六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| （8）平成27年4月から（2）の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| ② | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。　a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。 A 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 B　Aについて、全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| ③ | 平成20年10月から①（2）の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| Ⅵ－２　介護給付費関係（介護予防） | 　 |
| 56 | 基本的事項 | 指定介護予防特定施設入居者生活介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 | 平18厚告127の一 | ・介護予防特定施設 サービス計画書・介護給付費請求書・介護給付費明細書 | □ | □ | □ |
| 指定介護予防特定施設入居者生活介護に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | 平18厚告127の二 | □ | □ | □ |
| １単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。 | 平18厚告127の三 | □ | □ | □ |
| 利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | 平18厚告127の8注１ | □ | □ | □ |
| 57 | 人員基準欠如減算 | 人員基準に定める員数の看護職員及び介護職員が配置されていない状況で行われた介護予防特定施設入居者生活介護については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。 | 平18厚告127別表の8注１ | ・職員名簿・職員勤務表 | □ | □ | □ |
| 58 | 身体拘束廃止未実施減算 | 介護予防特定施設入居者生活介護について、次の基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | 平18厚告127別表の8注2 |  | □ | □ | □ |
| 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 | □ | □ | □ |
| 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 | □ | □ | □ |
| 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 | □ | □ | □ |
| 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 | □ | □ | □ |
| 59 | 生活機能向上連携加算 | 介護予防特定施設入居者生活介護について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、１月につき200単位を加算していますか。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、１月につき100単位を所定単位数に加算していますか。 | 平18厚告127別表の8注3 |  | □ | □ | □ |
| 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、当該指定介護予防特定施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。 | □ | □ | □ |
| 60 | 個別機能訓練加算 | 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置しているものとして県知事に届け出た施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいて機能訓練を行っている場合には、1日につき12単位を加算していますか。 | 平18厚告127別表の8注4 | ・職員名簿・職員勤務表・サービス提供の記録 | □ | □ | □ |
| 61 | 若年性認知症入居者受入加算 | 介護予防特定施設入居者生活介護について、別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、若年性認知症入居者（介護保険法施行令第２条第６号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。）に対して、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、１日につき120単位を所定単位数に加算していますか。※厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。 | 平18厚告127別表の8注５ |  | □ | □ | □ |
| 62 | 医療機関連携加算 | 看護職員が利用者ごとに健康状況を継続的に記録している場合において、利用者の同意を得て、協力医療機関又は利用者の主治医に対して、利用者の健康状況を月に1回以上情報提供した場合は、1月につき80単位を加算していますか。 | 平18厚告127別表の8注６ | ・利用者に関する記録・情報提供に関する記録 | □ | □ | □ |
| 63 | 口腔衛生管理体制加算 | 介護予防特定施設入居者生活介護について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月１回以上行っている場合に、口腔衛生管理体制加算として、１月につき30単位を加算していますか。 | 平18厚告127別表の8注７ |  | □ | □ | □ |
| 事業所又は施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。 | □ | □ | □ |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| 64 | 栄養スクリーニング加算 | 介護予防特定施設入居者生活介護について、別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合する指定介護予防特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合、１回につき５単位を所定単位数に加算していますか。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。※厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。　定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | 平18厚告127別表の8注８ |  | □ | □ | □ |
| 65 | 認知症専門ケア加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。（１）認知症専門ケア加算（Ⅰ）　　　　３単位　次の①～③に適合している場合（２）認知症専門ケア加算（Ⅱ）　　　　４単位　次の①～⑤に適合している場合※日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 | 平18厚告127別表の10ハ |  |  |  |  |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（①～③に適合している場合）認知症専門ケア加算（Ⅱ）（①～⑤に適合している場合） | ①事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下、「対象者」という。）の占める割合が２分の１以上であること。 | □ | □ | □ |
| ②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては１に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | □ | □ | □ |
| ③当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 | □ | □ | □ |
| ④認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 | □ | □ | □ |
| ⑤当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。 | □ | □ | □ |
| 66 | サービス提供体制強化加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を加算していますか。(１)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ　18単位(２)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ　12単位(３)サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 　6単位(４)サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 　6単位ただし，いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定しません。 | 平18厚告127別表の10ニ |  | □ | □ | □ |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ※いずれにも適合すること | 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 | □ | □ | □ |
| 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と指定特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合において、上記の介護職員の総数の算定にあっては、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。 | □ | □ | □ |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ※いずれにも適合すること | 指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 | □ | □ | □ |
| 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と指定特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合において、上記の介護職員の総数の算定にあっては、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。 | □ | □ | □ |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）※いずれにも適合すること | 指定特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 | □ | □ | □ |
| 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と指定特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合において、上記の介護職員の総数の算定にあっては、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。 | □ | □ | □ |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）※いずれにも適合すること | 指定特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数３年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 | □ | □ | □ |
| 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と指定特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合において、上記の介護職員の総数の算定にあっては、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。 | □ | □ | □ |
| 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。 | □ | □ | □ |
| 67 | 介護職員処遇改善加算 | 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間に次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 | 平18厚告127別表の10ホ | 　 | □ | □ | □ |
| （１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　次の①に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の82に相当する単位数（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　次の①（1）～（6）、（７）の（一）～（四）及び（８）に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の60に相当する単位数（３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　次の①（1）～（6）に適合し、②③に適合している場合　基本サービス費に各種加算減算を加えた　総単位数の 1000分の33に相当する単位数　（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　次の①（1）～（6）に適合し、かつ②又は③のいずれかに適合している場合　（3）により算定した単位数の100分の90に相当する単位数（５）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　次の①（1）～（6）に適合している場合　（3）により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ① | （1）介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 | □ | □ | □ |
| （2）当該指定通所介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 | □ | □ | □ |
| （3）介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 | □ | □ | □ |
| （4）当該指定通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 | □ | □ | □ |
| （5）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | □ | □ | □ |
| （6）労働保険料の納付が適正に行われていること。 | □ | □ | □ |
| （7）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　（一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。　（二）（一）の要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。　（三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。　（四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。　（五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。（六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| （8）平成27年4月から（2）の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| ② | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。　a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。 A 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 B　Aについて、全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ | □ |
| ③ | 平成20年10月から①（2）の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。 | □ | □ | □ |